

長野市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成27年12月18日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	轟 光 昌
同	近 藤 満 里
同	小 林 治 晴

措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（前期）（27 監査第 120 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 重点項目 収納料金の払込みを適正に行うべきもの (報告書 2 ページ)</p> <p>ア コピー使用料について、1 万円を超える現金を所属で保管し、月末に 1 か月分をまとめて指定金融機関等へ払込みを行っていた事例、複数月分をまとめて指定金融機関等へ払込みを行っていた事例があった。</p> <p>長野市会計事務の手引によると、コピー使用料については、1 か月ごと、ただし収納金額が 1 万円を超えた場合には速やかに調定し指定金融機関等へ払い込むこととしている。</p> <p>手引に基づき適正な収納事務をされたい。</p> <p>2 収入事務 調定事務を適正に行うべきもの (報告書 2 ページ)</p> <p>行政財産の使用料において、土地の貸付けについては、消費税法により原則として消費税を課さない定められているが、長野市市有財産条例で定める使用料に消費税相当分を加算し、過大に徴収していた事例があった。</p> <p>法令等に基づき、適正な金額で徴収されたい。</p> <p style="text-align: right;">(川中島支所)</p> <p>3 支出事務 立替払について改善すべきもの (報告書 2 ページ)</p> <p>地域おこし協力隊に係る事業の消耗品費、手数料、使用料及び諸会議出席負担金の支払いにおいて、職員が立替払を行っていた事例があった。</p> <p>資金前渡等による適正な事務処理をされたい。</p> <p style="text-align: right;">(戸隠支所)</p>	<p>指摘事項については、収納料金の払込みについての担当職員の認識不足により生じていたことから、監査実施直後の本年 5 月 11 日に、担当職員が手引の再確認を行い、以降は手引にのっとり、適正に収納料金の払込みを行うことを徹底し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(該当施設)</p> <p>指摘事項については、担当職員の認識不足が原因であったことから、監査実施後の本年 5 月 8 日に長野市会計事務の手引を職員全員で再確認した。</p> <p>以降、手引に基づいた適正な収納料金の取扱いを徹底し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(該当施設)</p> <p>指摘事項については、当該行政財産使用料を算出する際に、消費税を非課税とするところを担当職員の認識不足により誤って課税とし、加算してしまったことが原因であった。</p> <p>過大に徴収していた消費税相当分の使用料を相手方に返還するとともに、使用料算出時にチェックすべき事項を再確認し、確実に計算を行うよう本年 5 月に担当内に徹底し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(川中島支所)</p> <p>指摘事項については、いずれも地域おこし協力隊員との連絡調整の遅れに伴い、研修参加等の起案処理が遅れ、支払が間に合わず、立替払となったものである。よって、本年 8 月 17 日から 28 日の間に、地域おこし協力隊員を含む職員の支出事務に関する研修を行い、支払時期や必要な額を早期に見極め、資金前渡や概算払による適正な事務執行を行うことを周知徹底し、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(戸隠支所)</p>

措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（前期）（27 監査第 120 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>4 その他の事務</p> <p>(1) 預金通帳と印鑑の管理を適切に行うべきもの</p> <p>(報告書 3 ページ)</p> <p>各所属が会計事務を取り扱っている団体等について、各団体等の預金通帳の管理者及び通帳印の管理者を確認したところ、同一人により管理を行っている事例があった。</p> <p>また、保管場所について確認したところ、預金通帳と通帳印が同じ場所に保管されている事例があった。</p> <p>預金通帳と通帳印は、管理者及び保管場所を分け、鍵のかかる場所で管理するとともに、預金の引出しの際には複数人による確認を行うよう徹底されたい。</p>	<p>指摘事項については、監査実施直後の本年 5 月 11 日から、各団体等の預金通帳の管理と通帳印の管理を、別の職員が行うこととし、また、預金通帳と通帳印は、別々に鍵のかかる場所で保管することで改善を図った。</p> <p>(該当施設)</p>